選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四五七、〇〇七
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四五七、〇〇七
選挙人の数が三百万人以上のもの	二、三九五、〇八〇
都道府県の支庁又は地方事務所	五三八、八九三
認定出先機関	二五九、四六七
大都市	一、三七三、八六〇
区	三五七、五八〇
選挙人の数が三万人未満のもの	七五、二八〇
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三一、七四〇
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二五、八四〇
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三一九、九四〇
選挙人の数が十五万人以上のもの	三五七、五八〇
市	
選挙人の数が千人未満のもの	—
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、四六〇
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、二八〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、二八〇
選挙人の数が二万人以上のもの	七五、二八〇
町村	
選挙人の数が千人未満のもの	—
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、四六〇
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、二八〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、二八〇
選挙人の数が二万人以上のもの	七五、二八〇

選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、〇九七、七四五
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、〇九七、七四五
選挙人の数が三百万人以上のもの	一、七九六、三一〇
都道府県の支庁又は地方事務所	三九九、一八〇
認定出先機関	一九九、五九〇
大都市	一、〇三五、一〇〇
区	二六三、四八〇
選挙人の数が三万人未満のもの	五六、四六〇
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	九四、一〇〇
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一六九、三八〇
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二四四、六六〇
選挙人の数が十五万人以上のもの	二六三、四八〇
市	
選挙人の数が千人未満のもの	—
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	三七、六四〇
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五六、四六〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	五六、四六〇
選挙人の数が二万人以上のもの	五六、四六〇
町村	
選挙人の数が千人未満のもの	—
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	三七、六四〇
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五六、四六〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	五六、四六〇
選挙人の数が二万人以上のもの	五六、四六〇

第十三条第四項中「一万二千七百一円」を「一万三千六十八円」に、「六千三百五十円」を「六千五百三十四円」に改め、同項の表を次のように改める。

寒冷地手当の支給地域 ＼ 都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二六、一三六円	一三、〇六八円
二級地	二三、〇〇〇	一一、五〇〇
三級地	二二、三四六	一一、一七三
四級地	一八、〇三四	九、〇一七

第十三条の二第一項中「千五十円」を「千七十三円」に改める。

第十三条の三中「二千百八円」を「二千百四十九円」に、「五百七十八円」を「五百八十九円」に、「千五百九十八円」を「千六百二十九円」に、「千八十八円」を「千百九円」に改める。

第十五条第一項中「千五百九十三円」を「千六百二十四円」に、「百七十一円」を「百七十四円」に改める。

第十七条第二項中「二、一八一、一三八」を「二、一九三、一一〇」に、「一、二二八、九一八」を「一、二三五、一三四」に、「百十万八千九百六十七円」を「百十万七千三百五十二円」に、「六十七万六千七十八円」を「六十七万五千九十三円」に改める。

第十八条第一項中「在る」を「ある」に改め、同条第二項中「避けることのできない事故」を「災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延」に、「前項の」を「同項の」に、「ととのつた場合においては」を「調つた場合には」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第二十一条中「第四条の三第四項から第六項まで」を「第四条の三第四項、第六項及び第七項」に、「及び」を「並びに」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「ラジオ放送」の下に「（放送法第二条第十六号に規定する中波放送又は同条第十七号に規定する超短波放送をいう。第三項及び第百五十一条第二項において同じ。）」を加え、「放送法第二条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号」を「同法第二条第十八号」に、「いう。以下」を「いう。第三項並びに第百五十一条第二項及び第三項において」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条第三項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条　第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2　新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下この項において「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日。以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、同条の規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙について適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の項中「第四条の三第四項から第六項まで」を「第四条の三第四項、第六項及び第七項」に、「及び」を「並びに」に改める。

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄